

## 振動に係る指定地域、特定施設、規制基準について

## ●振動規制法

## 1. 指定地域

都市計画法第8条第1項に掲げる用途地域内

<第1種区域>	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
<第2種区域(1)>	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
<第2種区域(2)>	工業地域

## 2. 特定施設

種類	適用
1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
ロ 機械プレス	
ハ せん断機	原動機の定格出力：1kW 以上
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤフォーマシングマシン	原動機の定格出力：37.5kW 以上
2 圧縮機	原動機の定格出力：7.5kW 以上
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力：7.5kW 以上
4 織機	原動機を用いるもの
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力計：2.95kW 以上
ロ コンクリート管製造機械	原動機の定格出力：10kW 以上
ハ コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力：10kW 以上
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー	原動機の定格出力：2.25kW 以上
7 印刷機械	原動機を用いるもの
8 ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外で、原動機の定格出力：30kW 以上
9 合成樹脂用射出成出機	
10 鑄造型機	ジョルト式のもの

**3. 規制基準 (敷地境界線上における許容限度)**

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準(単位DB)	
	昼間(8時~19時まで)	夜間(19時~翌日8時まで)
<第1種区域>	60	55
<第2種区域(1)>	65	60
<第2種区域(2)>	70	65

用途地域の境界付近や文教・福祉施設等の周辺では、別途基準を定めています。